

## 役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程

# 役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 あいち の顧問、理事、監事及び評議員の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (理事会及び評議員会の出席)

第2条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、1人1回につき実費を支払うことができる。

## (理事及び評議員の報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別紙のとおり日当を支給する。

## (支給方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う

## (費用弁償)

第5条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合や法人業務のため出張する場合の費用弁償は、社会福祉法人あいち の旅費の規程の定めにより支給するものとする。

附則 この規程は、平成15年11月15日より施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。